

町田市行政不服審査会
2018年度第12号事件
(審査請求人 ○○ ○○)

2021年11月25日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2019年1月23日付け18町総法第118号(2018年度第12号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○(以下「審査請求人」という)が2018年9月20日に処分庁町田市長に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2018年10月4日付け18町子推第2149号の2で行った公文書不存在決定処分は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2018年10月4日付け18町子推第2149号の2をもって行った公文書不存在決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(以下「本件条例」という。)第6条の規定により、2018年9月20日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類、仕訳科目は小分類まで記載したもの」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2018年10月4日付け18町子推第2149号の2「公文書不存在決定通知書」により、公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないことを理由として、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2018年10月7日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2018年11月15日付け18町子推第2547号の2「弁明書」により弁明した。
- 5 審査庁は、本件条例第10条第2項の規定に基づき、2019年1月23日付け18町総法第118号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 6 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
 - 2021年2月26日 審議
 - 2021年3月19日 処分庁への事情聴取
 - 2021年6月18日 審議
 - 2021年8月6日 審議
 - 2021年10月15日 審議
 - 2021年11月12日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、次のとおり主張している。

- (1) 平成28年度包括外部監査報告書「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」の88頁において、平成25年度から平成27年度の各園の運営費の推移が示されていることから、不存在とする理由はない。

2 処分庁の主張

処分庁は、弁明書において、次のとおり主張している。

- (1) 平成28年度包括外部監査報告書「町田市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」の88頁に記載している事業費は、公立保育園各園の予算書上の運営費と集中管理をしている経費や人件費の総額を一覧表にしたものである。(2) で述べるとおり、この一覧

表にある数値は公立保育園各園の保育に係る費用の決算額とは言えない。

(2) 公立保育園の運営に係る費用については、予算書の構成上、公立保育園各園の運営費として計上しているものと、それ以外に集中管理している経費や人件費の事業費があり、市では、各園の仕訳をしたものは作成していない。また、各園の運営費には公立保育園に併設されている地域子育て相談センターに係る経費も含まれており、運営上の経費が全体的に合算されている状態である。

このような区分による事業費ごとの執行状況は決算として把握しているが、審査請求人の求めるような保育に係る部分だけを抜粋しているものは存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求の対象文書について

審査請求人が公開を求める対象文書は「町田市 of 公立保育園 5 園各園の平成 29 年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類」であり「仕分け科目は小分類まで記載したもの」である（2018 年 9 月 20 日付け公文書公開請求書）。

これに対し、処分庁は「公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないため」、審査請求人の求める公文書は不存在とした（2018 年 10 月 4 日付け公文書不存在決定通知書）。

一方、審査請求人は「平成 28 年度包括外部監査報告書『町田市 of 子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について』においては、平成 25～27 年度の各園の運営費の推移が示されているため不存在の理由はない」とする（平成 30 年 10 月 7 日付け審査請求書）。

他方、処分庁は「包括外部監査報告書（中略）に記載されている事業費は、公立保育園各園の予算書上の運営費と集中管理をしている経費や人件費の総額を一覧表にしたもの」であり、「審査請求人が求めているものとは相違がある」（2018 年 11 月 15 日付け弁明書）とする。

2 本件請求文書の存否について

(1) 対象文書の内容

審査請求人が求めた「決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類であり仕分け科目は小分類まで記載したもの」とは、具体的には、市が市内の民間（法人立の）保育園に対して毎年作成及び提出を求めている、「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが市内に5つある公立保育園ごとに行われているものである。

このことは、情報公開請求書には明記されていないが、2021年3月19日の子育て推進課に対するヒアリングによると、2018年9月7日に開催された法人立保育園園長会の後、情報公開請求のあった9月20日までの間に、審査請求人から子育て推進課に電話があった際に口頭で申し出があった、ということである。

その電話の際、子育て推進課からは事業別行政評価シートを案内したが、審査請求人はそれでは納得しなかったことから、審査請求人が求めるものは、「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われているものであることが推察される。

（2）対象文書の存否

ア 本審査会で調査したところ、審査請求人の求める「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われている文書は存在しなかった。

イ 普通地方公共団体の歳入歳出予算は、地方自治法に基づき、組織別、目的別に区分され、議会の議決を経て成立、執行される。決算についても、年度内に当該予算の範囲内で各事業への支出が行われたかどうか議会の認定を受けなければならない。これは、議会制民主主義の統制下で、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金収支の確定性、客観性、透明性を確保するための仕組みである。

町田市から提供を受けた資料によると、市の公立保育園5園に係る経費については、その歳出予算において、大きく分けて、①職員人件費、②子育て推進課人事事務、③保育園管理事務、④各園保育事業という名称の事業（中事業）に区分されている。

このうち、①職員人件費については、各園及び保育園業務に携わる子育て推進課の正規職員の人件費を、総務部職員課が一括して計上している。②子育て推進課人事事務については、各園の嘱託員及び臨時職員の人件費を、子育て推進課において一括計上している。③保育園

管理事務については、各園を通じた一括契約による委託料、各園の職員の旅費、修繕費用などを、子育て推進課において一括計上している。

④各園保育事業については、園ごとに契約、調達される光熱水費、賃借料、消耗品費などが、園ごとに計上されている。

決算についても、歳出予算と同じ中事業の区分によって作成される。このように、園ごとに予算決算が区分されているのは、④各園保育事業のみであり、他の経費については、多くの項目で公立保育園5園分が一括計上されている。

ウ また、公立保育園の決算内容を含む文書としては、市は、決算書を補完する資料として、企業会計に近い形式の「町田市課別・事業別行政評価シート」を作成している。市の公立保育園については、「公立保育所運営事業」という名称のシートで、公立保育園5園の運営に係る収支額が掲載されている。このシートに掲載されている行政費用や行政収入の勘定科目は、審査請求人が求める仕分科目に近いと推察されるが、これについても計上されている金額は5園全体のものであり、園ごとの収支を把握することはできない。

エ さらに、平成28年度包括外部監査報告書88ページ表90「市立保育園運営関連費の推移」について検討すると、平成25年度から27年度について記載されているが、包括外部監査人の集計により、主に光熱水費等の公共料金、消耗品費、保守点検委託料等の積み上げで算出されており、保育園事業とは別の併設の地域子育てセンター経費も含まれているほか、全体事業費の約73%に当たる管理事務の項目については、臨時職員の人件費、小口修繕費、リース代等が5園一括してまとめられており、さらに、市の正規職員の人件費は含まれていないものであり、審査請求人の求める仕分け項目とは大きく異なる。

オ これら以外にも、実施機関に他の形で「決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類であり仕分け科目は小分類まで記載したもの」がないか、本審査会において子育て推進課から「歳入決算額充当先一覧表」、「歳出予算執行状況表(明細)」、「全職員給与集計表」の提供を受け検討を行ったが、これらの文書によっても園ごとの収入及び支出の内訳は判別できなかった。「歳入決算額充当先一覧表」については、収入の部の合計数値は読み取れるが、園ごとの収入は判別で

きない。「歳出予算執行状況表（明細）」については、支出のうち、医薬材料費、光熱水費などは園ごとの執行済額が明記されているが、人件費・共済費、修繕料、業務委託料などは合計額しか記載がないか、各園共通で支出されていて分割できない部分の占める割合が大きい。

「全職員給与集計表」については、市立保育園の嘱託員・臨時職員の出退勤を管理するシステムで毎月作成している職員全員の給与を集計したものであり、園ごとの金額を把握することはできない。

3 結論

以上をまとめると、審査請求人が公開を求める公文書の内容は「拠点区分資金収支計算書」と同じか、同等の仕分けが園ごとに行われているものであること、それに該当する公文書は実施機関に存在しないことがわかる。

したがって「公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないため」公文書不存在とした処分庁の判断は妥当である。